

『入所優先順位決定基準の考え方』

(別表の別紙)

ア 要介護度

入所申込書に添付された介護保険被保険者証等で確認のうえ該当する項目をチェックして下さい。
申請中の場合は、認定後に要介護度を確認し記載してください。

イ 主たる介護者等の状況

調査は、原則として、施設の生活相談員か介護支援専門員が、入所申込者及び介護者の状況を面談で調査し、入所申込者調査票を作成します。

介護者が複数いる場合は、日常の介護時間が多い介護者を主たる介護者とします。

施設等の入所者については、退所し在宅に戻った場合を想定して、チェックしてください。

施設等とは、在宅以外の介護保険施設及びそれに類するもので、下記のものが想定されます。

*** 施設等** 介護老人保健施設・介護療養型医療施設・グループホーム・軽費老人ホーム・養護老人ホーム・救護施設・医療機関等

【②主たる介護者の障害や疾病】

「重 い」：介護者が、障害や疾病のため要介護者の排泄・入浴・移動・更衣・食事などADL全般の援助が困難な場合です。

「やや重い」：介護者が、障害や疾病のため2つ程度のADLなら介護可能な場合です。

「軽 い」：介護者が、障害や疾病はあるが介護可能な場合です。

「な し」：介護の障害となる障害・疾病がない場合です。

【③主たる介護者の育児・その他の家族の介護・就労状況】

「常時・・・」：介護者が、毎日常に育児や申込者以外の家族の介護や看病を行っている状態又は介護者が就労のため、週の大半(月～金)ほぼ毎日8時間以上、就労のため不在といった状態です。

「半日・・・」：介護者が、ほぼ毎日・半日程度、常に育児や申込者以外の家族の介護や看病を行っている状態又は介護者が就労のため、週の大半(月～金)ほぼ毎日4～8時間以上、就労のため不在といった状態です。

「随時・・・」：介護者が、ほぼ毎日・半日程度には及ばないが、育児や申込者以外の家族の介護や看病を行っている状態又は介護者が、週の大半(月～金)ほぼ毎日4時間未満、就労のため不在といった状態です。

【④他の介護協力者】

「ほとんどなし」：主たる介護者が、毎日大部分の時間を一人で介護を行っている状態です。

「随時あり」：主たる介護者以外の者が、週1～3日程度介護を行っている状態です。

「常時あり」：主たる介護者以外の者が、週4日程度の介護を行っている状態です。

なお、1日あたりの目安は2時間程度以上とします。

【単身世帯で介護者なし】

一人暮らしであって、実質的に介護者がいない場合は40点としてください。

なお、**近隣に家族（子）がいる場合は本項目ではなく、①～④で算定**してください。

ウ 居宅サービス利用状況

介護保険の居宅サービスの利用状況については、担当の介護支援専門員等への確認を行ってください。

なお、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護の居宅サービスを受けている場合は施設等に入所している場合として4点としてください。

エ その他

本項目は、調査結果をもとに入所検討委員会で協議のうえ、**1項目5点、4項目を上限**として加算ができるものです。ただし、「認知症又は知的障害等による日常生活に支障をきたすような行動等」については、**10点を上限とし、本項目を加算する場合は3項目を上限**とします。

本項目は、入所申込者に応じて加算を行うもので、1項目 1点～5点（認知症又は知的障害等による日常生活に支障をきたすような行動等を加算した場合は1点～10点）、最高4項目（認知症又は知的障害等による日常生活に支障をきたすような行動等を加算した場合は3項目）までの幅の中で点数化し加算ができるものです。

なお、**加算の理由(どのような理由に基づき、何の項目に、何点加算したか)を必ず調査票及び議事録に記載**してください。

〈入所検討委員会による加算項目事例〉

- 認知症又は知的障害等による日常生活に支障をきたすような行動等
- 長期間に渡る介護
- 住環境が適していないため、十分な介護が困難な場合
- 経済的な理由により居宅サービスの利用状況の点数に反映されない場合
- 施設などに入所しており、退所を迫られている場合

- 在宅で医療的処置が必要な場合
- 遠距離介護
- 主たる介護者の介護拒否
- その他

※ 加算項目はあくまでも参考例であり、その他の項目については各施設の実情に応じて設定してください。

入所の待機期間(経過措置)

平成15年3月31日までの入所申込者のうち、下記期間で、入所待ちをしている場合は、「**エその他**」の**上限20点以外に別途5点を限度**とし加算します。

入所待機期間の算定基準日は、平成15年3月31日とし、この加算点数は一度算定された後に変更されることはありません。

*例示

平成13年5月1日に入所申込で入所優先順位決定基準による配点75点の場合は、「配点75点+加点3点=78点」となり、平成16年度以降も加算点数は変更されません。

入所待機期間

平成14年 4月1日～平成14年9月30日の入所申込者	: 1点
平成13年10月1日～平成14年3月31日の入所申込者	: 2点
平成13年 4月1日～平成13年9月30日の入所申込者	: 3点
平成12年10月1日～平成13年3月31日の入所申込者	: 4点
平成12年9月30日以前	: 5点